

議案第43号

和解及び損害賠償の額の決定について

次のとおり和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成25年2月25日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

1 和解及び損害賠償の相手方

北名古屋市在住 男性

2 損害賠償の額

10,334,347円

3 事故の概要

平成23年7月8日（金）午後7時5分頃、北名古屋市熊之庄古井106番地3先の交差点において、相手方運転の原動機付自転車が防犯ボランティア運転による北名古屋市名義の青色回転灯装備車との出会い頭による衝突事故を回避したところ転倒し、負傷したものである。